

第2回 設備設計関係協会全国会長会議開催 !!

本年6月25日、設備設計事務所協会連合会設立について協議する標記の会議が開始されました。会議では、まず前回議事録として、「連合会については概ね了承」などが確認されました。(一社)日本設備設計事務所協会(以下日設協)の西田会長から、これまでの経過説明の後、議事に入り、出席した各地区協会の会長(または代理役員)の自己紹介と連合会設立に伴う各都道府県協会の意見が述べられました。その後、日設協の組織検討特別委員会での検討結果が報告されています。その中では「(一社)日本設備設計事務所協会連合会(仮称)設立趣意書(案)」「同連合会の組織概念図」が示され、現日設協との違いが説明されました。また、各都道府県協会の日設協への所属状況、組織形態、聞き取りによる会員数などの基礎データが整理され、設立後の会員事務所数など、問題点が提示されています。この日、大きく議論の対象となったのは、連合会設立に伴い日設協の組織から「移行するか、別組織にするか」でした。結局、この日は、この結論を得ることが出来ず、各地区協会に対しアンケート調査により判断を仰ぐことになったとされます。一方、この日は日設協の顧問弁護士にも出席を依頼し、連合会組織に移行した時の法的問題点について、意見を伺ったとされます。この他、「連合会の役割」「連合会組織の在り方」「会費」など、各地区協会が今一つ理解できていない事項について、改めて情報交換が行われ討議が重ねられたなかで、予定の時間を迎えたとのことでした。

この日、東設事協からは市村会長が出席、東京が抱える問題点を改めて説明し、問題点の集約が終わっていないことを説明しました。東設事協会員は72社の内、日設協に51社が参加するものの、21社が参加していません。また、日設協に参加するものの、東設事協に参加していないのは12社とされます。会費負担は51社については変わらないと予想されるものの、片方しか加入していない事務所は負担が増えることが考えられます。

これまでの日設協は全国的设计事務所が会員でした。一方、連合会は、各地区協会が会員になり、法整備や業務報酬などの体制づくり活動を関係団体と協調して進めます。そのためには全国レベルの設備設計関係者が団結する連合会組織が必要になります。地区協会に参加しなければ、これらの活動にも関われないこととなります。

今後、どのように各事務所の意見を聴き、要望・対処して、連合会へ導いていくかが重要な点で注目されます。

委員会の報告

6月19日発行の「協会だより62号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 設備設計関係協会全国会長会議について
2. 日設協の新体制について
3. 平成27年度の事業計画・収支について
4. ホームページの更新

<業務環境改善委員会>

1. 建築設備士賠償責任保険について
2. オープンデスク制度について
3. 消防設備士受験準備講習会について
4. 賛助会員メーカー見学会について
5. BIMについて

●平成27年度 METオープンデスクの状況●

本年度のMETオープンデスクは5大学、1大学院から29名の応募があり、受け入れは正会員事務所に依頼しました。内訳は、大学生では日本大学が18名、千葉工業大学が4名、工学院大学、関東学院大学、東京理科大学がそれぞれ1名でした。大学院生は千葉大学の4名となっています。男女別では、女性が8名で全て大学生、男性は大学院生全員を含む21名でした。これらの学生の受け入れ企業については、希望する研修先が一部事務所に集中する状況が見られましたが、調整の結果、16事務所に研修をお願いしました。体験研修は、この夏季休暇中を主体に実施されています。

●平成27年度建築設備士試験「1次試験」(学科)の合格者について●

(公財)建築技術教育普及センターは、標記試験の合格者についての主な属性を分析し、7月30日付で公表しました。実受験者数は2,589人で、内831人が合格、合格率は32.1%でした。職種別の属性では、空調設備関連が38.9%、衛生設備が14.0%、電気設備関連は27.9%などとなっています。勤務先別では、設備設計事務所が13.4%、建築事務所が13.8%、空調・衛生設備工事会社20.0%、電気設備工事会社は6.7%などでした。職務内容別では、設計が41.4%、工事監督が6%、施工管理が24.2%などでした。年齢別では、29歳以下が20.8%、30~34歳が21.6%、35~39歳が16.7%、40~44歳が18.4%と若手技術者の健闘が目立ちました。今後は8月23日に実施される2次試験(設計製図)を経て最終合格者が決定されます。

●改正建築士法の施行にかかる技術的助言について●

改正建築士法が本年6月25日から施行されることから、国交省は住宅局長名で都道府県知事並びに関係団体に向け、「建築士法の一部改正する法律等の施行について(技術的助言)(平成27年6月24日付)」を通知しました。本改正法は、昨年6月に成立しましたが、これを受け関係者に周知徹底を求めるものです。内容は、改正後の「建築士法」「建築士法施行規則」「建築基準法施行規則」の運用について通知すると共に、その内容を示した「設計及び工事監理の業

<環境・技術委員会>

1. 環境配慮データの収集について

<事業委員会>

1. 平成27年度新技術セミナーについて

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET21号の検討と発行
2. 協会だより号外版の発行と63号への情報収集

<賛助会>

1. 運営委員会の活動状況について
2. 協会の最近の動きについて

務の適正化について「管理建築士の責務の明確化等について」「建築主の情報開示の充実について」「建築設備士について」が説明、記述されています。設備関係者に最も関係の深い「建築設備士」については、「法第2条第5項において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者について「建築設備士」と規定することにした」ことを明らかにしました。また、延べ面積2000m²を超える建築物においては、「改正法により、建築設備士の意見を聴く努力義務が規定されこれを踏まえ、改めて徹底されたい」とされたことも伝えられています。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案について●

本年7月1日、参議院本会議で「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」が全会一致で可決成立しました。この法案では、「2000m²以上の非住宅建築物について、新築時等における建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合及び適合性判定を受ける義務」を課し、「建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させる。基準に適合しない時には必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことが出来る」として実効性を担保させるとしています。また、省エネ性能が優れた建築物については、容積率の特例を認め、省エネ基準に適合しているものについては、所管行政庁の認定を受け、その旨表示できるとされました。

●環境産業、93兆円規模 13年、雇用255万人で最多●

日本経済新聞(7月24日)によれば「環境省は2013年の国内環境関連産業の市場規模が約93兆2870億円(前年比4.0%増)と、統計を取り始めた00年以降最高となったとする推計をまとめた。雇用者も約255万人と過去最高を更新。市場規模は00年の58兆円と比べ1.6倍に拡大。分野別規模は、ペットボトルのリサイクルなどの廃棄物処理・資源有効利用が約44兆円、次いで太陽光・風力などの再生エネやLEDなどの省エネの関連製品を含む地球温暖化対策が約28兆円だった。一方、環境産業の輸出額は5年連続で増加し、初めて10兆円(前年比15%増)を突破した。ハイブリッド車や低燃費車などのエコカーの輸出増などが要因とみられる」と、環境は、経済界でも重要な産業に育っていることが分ります。

●温室効果ガス26%減 目標、ハードル高く

オフィス・家庭、4割カット不可欠●

毎日新聞(7月18日)によれば「政府は、CO₂などの温室効果ガス排出量を『2030年までに13年比26%削減』とする目標を正式に決定し、国連の気候変動枠組み条約事務局へ提出した。今後15年間で、業務・オフィスと家庭部門でそれぞれ約4割の排出削減を実現しなければならず、高いハードルとなっている。政府は、省エネ対策の一環として、熱効率の高い家庭用給湯器を30年には12年の6倍以上に増やすことや、12年時点6%にとどまる住宅の高断熱化を、30年までに30%にすることなどを掲げる。また、ハイブリッド自動車の普及率を12年の3%から、30年に29%に大幅に増加させることを目指す。政府は、目標達成の具体策を示す『地球温暖化対策計画』の策定に着手するが、複数の省庁にまたがる政策も多く、調整が難航する可能性がある」と伝えていますが、はたして目標の達成が可能か気がかりです。

●環境省 小規模火力もアセスメント CO₂排出拍車を抑制●

毎日新聞(8月4日)によれば「環境省が、火力発電所を建設する際の環境影響評価(アセスメント)について、対象外になっている小規模発電所へも拡大する方針を固めた。現在は1.25キロワット以上が対象だが、環境評価法施行令を改正して引き下げる。東日本大震災後増加している小規模石炭火力発電所建設を抑制する狙いがある。石炭火力は、最新型でも1キロワット時当たり0.71キロのCO₂を排出し、天然ガス火力の約2倍と、地球温暖化を加速させることが懸念されている。環境省によると、小規模火力発電所の新設計画は、7月30日時点で、全国で27件に上る。うち、石炭火力は14件(混合燃料も含む)で、対象をわずかに下回る10万~11万キロワット程度が8割を超え、『アセス逃れではないか』との指摘も上がっている」と、発電事業者の微妙な駆け引きを伝えました。

●バイオマス発電急増で「丸太争奪戦」紙・住宅向けを侵食●

日本経済新聞(8月8日)によれば「木材を使ったバイオマス(生物資源)発電の拡大が木材価格を押し上げている。高い電力買い取り価格を背景に発電所の稼働が急増しており、製紙会社と原料の争奪戦が激しくなってきた。バイオマス発電や製紙に使うチップ用丸太の全国平均価格は7月に5300円と前年同月比で13%高く、2013年度と比べ23%上がった。特にバイオマス発電所のある宮崎県では1年で70%上がり、高知県では26%上がった。バイオマス発電所稼働率は15年から16年にかけて増え、全国で現状の4倍の40力所になる予定で、合計出力140万キロワットで今後も増える見込み。バイオマス発電の買い取り価格は32~40円/キロワット時で、木材価格は7000~8000円/m³とみられ、製紙チップ用丸太の価格を上回る。バイオマス発電はもともと間伐材などの資源を有効活用し、林業の振興につなげる狙いがあった。今後、丸太が不足すれば、住宅用の丸太を調達する発電所が出ることも考えられ、住宅会社や合板メーカーなどのユーザーは危機感を強めている」と脚光を浴び始めた再生エネのニューフェイスの問題点を伝えました。

●首都圏へ送電能力2倍 東北から 越境販売 後押し●

日本経済新聞(8月18日)によれば「経産省は東北地方から首都圏向けの送電能力を倍増させる方針だ。東北電力と東京電力を結ぶ送電線の能力を現在の500万キロワットから1120万キロワットに高め、東電管内で消費される電力需要の5分の1程度を送れるようにする。東北地方には、首都圏へ送電を希望する火力発電所の計画がまだ500万キロワット以上あるが、『連系線』の容量が不足していて、このまま建設しても電気を送れない。そこで『電力広域的運営推進機構』は相馬双葉線の近くに新たな連系線を建設する方向で調整に入った。ボトルネックを解消して主要消費地の首都圏に電力を送り易くする。電力自由化で地域をまたぐ電力販売が広がるなか、市場競争を後押しし一般家庭などの料金抑制につなげる」と、首都圏には有難い計画を伝えています。

上記以外にも気になる記事があり、タイトルのみを掲載しました。

- 家庭向け自由化 電力会社の6割「料金下がる」(日経 7.24)
- 電力小売りでスーパー支援 顧客対応まで一貫受託(日経 7.27)
- 電力温暖化対策 環境省と経産省、溝深く(日経 7.28)
- JCOM、電力使用量多いほど割引率高く 自由化市場の争奪戦激化(産経 7.31)
- 温室効果ガス削減「手遅れになる」…オバマ大統領(読売 8.4)
- 窓に貼る太陽電池 三菱化学、米3Mと開発(日経 8.7)
- 太陽光発電の普及・節電定着 猛暑でも電力ゆとり(朝日 8.8)
- 植物から新素材量産へ 炭素繊維に近い強度と軽さ(日経 8.14)